

まえがき

令和8年度の税制改正関連法は、内閣提出の原案どおり3月31日に成立し、4月1日に施行となりました。

今回の改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除の額等が引き上げられるほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限が178万円まで引き上げられることとされました。

また、「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置が創設されるほか、租税特別措置の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等が行われました。

この小冊子では、項目ごとの具体的な改正点と解説を掲載しています。令和8年度税制改正の全体像の理解とポイントを押さえる上でのツールとして皆様にご活用いただき、お役立ていただければ幸いです。

令和8年4月

もくじ

I 個人所得課税	1
～基礎控除等の額の引上げ、給与所得控除の拡充、住宅ローン控除の拡充及び延長 等～	
II 法人課税	12
～大胆な設備投資促進税制の創設、研究開発税制の見直し、賃上げ促進税制の縮減 等～	
III 資産課税	20
～貸付用不動産の評価方法の厳格化 等～	
IV 消費課税	22
～インボイス経過措置（8割控除）の見直し、インボイス経過措置（2割特例）の見直し 等～	
V 納税環境整備	27
～青色申告特別控除の見直し、企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設～	
VI その他	29
～防衛特別所得税の創設、国際観光旅客税の税率の引上げ 等～	
付録 ～主な令和8年度改正早見表～	31

主な凡例

- ・ 所 法→所得税法
- ・ 法 法→法人税法
- ・ 消 法→消費税法
- ・ 措 法→租税特別措置法
- ・ 地 法→地方税法
- ・ 所基通→所得税基本通達
- ・ 平成28年改正法→所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）
- ・ 防衛財源確保法→我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法
- ・ 復興財源確保法→東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

※本冊子は、令和8年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。